

告 示

埼玉県告示第千二百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人古太萬の会

二 代表者の氏名

松浦 邦明

三 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市柏一丁目六番三号

四 失効日

平成三十年十一月十五日